

彦根市本町1丁目9番22号

有限会社みのり不動産
代表取締役 平塚 和彦

令和 5年 2月 17日 付けで申請のあった開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和 5年(2023年) 3月 9日

彦根市長 和田 裕 行



記

1. 開発区域の名称

彦根市八坂町字宮前2966番

(外 12 筆)

2. 開発区域の面積

4,161.32 m²

3. 建築予定物の用途

分譲宅地

(15区画)

4. 許可条件

別紙のとおり

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、滋賀県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、彦根市を被告として(訴訟において彦根市を代表する者は彦根市長となります。)、提起することができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 1および2にかかわらず、不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請のみをすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害調整委員会の裁定に対してのみ取消しを求める訴えを提起することができます。